

### ③ あなたの会社の準備はお済ですか？ コロナ禍で求められる労務の備え ～今からでも間に合う！会社が備え、対応すべきこと～



新型コロナウイルスの影響は、計り知れないほど大きなものとなりました。また、これから影響が見込まれる事業者の皆様も、日々不安が尽きないでしょう。社員がウイルスに感染するリスクと隣り合わせの経済活動下で、会社が備えるべき対応は何か。これまでの企業などの事例を踏まえて、自社で使えるヒントがあるかもしれません。コロナ禍での備えにまだまだ不安がある事業所さまは、是非この機会にご参加ください。

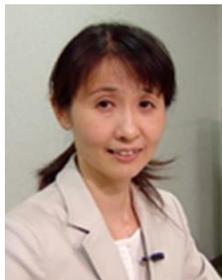
**2021年2月25日（木）13:30～15:00** **お申込み締切り：2月19日（金）**

#### 講座内容

- 1) 新型コロナウイルスへの対応
- 2) 休業する場合の対応
- 3) 在宅勤務への対応
- 4) その他

※最新の情報提供のため内容が一部変更になる可能性もございます。  
何卒ご了承下さい。

#### 講師



社会保険労務士  
野澤 直子 氏

#### <講師プロフィール>

慶応義塾大学卒業。金融機関勤務を経て、平成9年社会保険労務士の資格を取得。平成10年1月より舟木経営労務事務所入所、現在に至る。

#### ◆分野専門◆

企業の労務相談、社会保険手続き、新入社員研修、管理職研修、パワハラ・セクハラ研修、年金研修など

### ④ 令和3年4月から対象が拡大！ 「同一労働同一賃金」対応のポイント ～働き方改革で、管理者に求められていること～



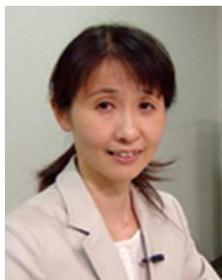
コロナウイルスの影響が残る中、2021年4月1日に中小企業でも働き方改革関連法が施行されます。施行前に正社員と非正規雇用社員の待遇の格差を是正しておくことが必要です。そこで、企業として実際にどんな対応をすればよいのか具体的に説明します。この機会にぜひご参加ください。

**2021年2月25日（木）15:30～17:00** **お申込み締切り：2月19日（金）**

#### 講座内容

1. 働き方改革の2つの柱
  - ①労働時間法制の見直し
  - ②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
2. 同一労働同一賃金
  - ①不合理な待遇差をなくすためのルールの整備、ガイドラインで求められている同一労働同一賃金とは
  - ②待遇に関する説明義務の強化
3. 働く方改革で留意したいこと他の事項
  - ①年間5日間の有給休暇取得の義務化
  - ②残業時間の上限制限
  - ③労働時間の把握の義務化 など

#### 講師



社会保険労務士  
野澤 直子 氏

#### <講師プロフィール>

慶応義塾大学卒業。金融機関勤務を経て、平成9年社会保険労務士の資格を取得。平成10年1月より舟木経営労務事務所入所、現在に至る。

#### ◆分野専門◆

企業の労務相談、社会保険手続き、新入社員研修、管理職研修、パワハラ・セクハラ研修、年金研修など